12　法第五条の三第四項第七号に規定する政令で定める指標は、次に掲げるものとする。

一　振替社債等の発行者等（法第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者をいう。以下この項において同じ。）の事業に係る利益の額又は売上金額、収入金額その他の収益の額

二　振替社債等の発行者等が保有する資産の価額

三　振替社債等の発行者等が支払う剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配その他これらに類するものの額

第三条の二第十五項の表前条第三項の項中「次条第十五項」を「次条第十三項」に改め、同表前条第三項第一号の項中

「第五条の二第七項第四号	第五条の三第四項第五号
同項第五号	同項第六号 」

を

「

第五条の二第七項第四号	第五条の三第四項第四号

」に改め、同表前条第九項の項及び前条第十項の項中「同条第四項第二号」を「同条第四項第一号」に改め、同表前条第十一項の表第九項の項中「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、第三条の二第十五項を同条第十三項とし、同条第十六項中「同条第四項第五号」を「同条第四項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十五項とし、同条第十八項中「第五条の三第四項第七号」を「第五条の三第四項第六号」に、「第十六項中」を「第十四項中」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十九項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とする。

第三条の二の二第三十四項ただし書中「前条第十九項」を「前条第十七項」に改める。

第五条の三第二項中「第十条第一項」を「第十条第一項ただし書」に改め、「第十条の五第一項」の下に「、第十条の五の二第三項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」を加え、「及び第二項」を「及び第二項並びに」に改め、「並びに第四十一条の十九の五第一項」を削り、同条第十二項第一号中「イ又はロに」を「次に」に、「及び第四号」を「、第三号及び第五号」に改め、「。次号及び第三号において同じ」を削り、同項第二号中「この項及び次項」を「この号、次号及び第六号」に、「に基づき研究員を当該大学等に派遣して行うもの（次号に掲げるものを除く。）」を「（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該大学等の役割分担及びその内容、当該個人及び当該大学等が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該大学等が当該試験研究の成果の帰属する旨及びその内容並びに当該大学等による当該成果の公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　他の者（特別試験研究機関等、大学等、当該個人がその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。第七号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人にあつては、当該連結親法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人を含む。）及び当該個人との間に当事者間の支配の関係（同条第十二号の七の五に規定する当事者間の支配の関係をいう。第七号において同じ。）がある法人を除く。以下この号において同じ。）と共同して行う試験研究で、当該他の者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における当該個人及び当該他の者の役割分担及びその内容、当該個人及び当該他の者が当該試験研究に要する費用を分担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用のうち当該個人が負担した額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人及び当該他の者に帰属する旨及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十二項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「のうち次に掲げる要件を満たす」を「で、当該大学等との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われる」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定中小企業者（法第十条第四項に規定する中小企業者で青色申告書を提出するもの、法第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者で法人税法第二条第三十七号に規定する青色申告書を提出するもの及び法第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもののうち、試験研究を行うための拠点を有することその他の財務省令で定める要件を満たすものをいい、当該個人がその発行済株式等の総数又は総額の百分の二十五以上を有している法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人にあつては、当該連結親法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人を含む。）及び当該個人との間に当事者間の支配の関係がある法人を除く。以下この号において同じ。）に委託する試験研究で、当該特定中小企業者との契約又は協定（当該契約又は協定において、当該試験研究における分担すべき役割として当該個人が当該試験研究に要する費用の額を負担する旨及びその明細、当該特定中小企業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属に関する事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十二項第四号中「費用の金額」を「費用の額」に改め、「。次号において同じ」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　技術研究組合の組合員が協同して行う技術研究組合法第三条第一項第一号に規定する試験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは規約又は同法第十三条第一項に規定する事業計画（当該定款若しくは規約又は事業計画において、当該試験研究における当該個人及び当該個人以外の当該技術研究組合の組合員の役割分担及びその内容その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。）に基づいて行われるもの

第五条の三第十三項第一号中「第四号及び第六号」を「第五号及び第八号」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号中「前項第二号」の下に「、第三号、第六号及び第七号」を加え、「つき大学等が支出する」を「係る」に、「のうち、」を「として」に、「として」を「であることにつき」に、「定めるもの」を「定めるところにより証明がされたもの」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　前項第四号に掲げる試験研究　当該試験研究に係る第十一項第三号に掲げる費用の額

第五条の三の二中「から第三項まで」を削り、「及び第二項の規定」及び「及び第三項の規定」を「の規定」に改める。

第五条の四第二項中「第一条第四号」を「第一条第一号に規定する水力、同条第四号」に改め、同条第三項中「、第三号」、「又は第三号」及び「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「資するもの」の下に「（電気及び熱の効率的な利用に資するものに限る。）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　法第十条の二の二第一項第一号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第二号、第三号又は第五号（同項第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち、エネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するもの（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に著しく資するものとして財務大臣が指定するものとする。